

公益財団法人 日本体操協会 アンチ・ドーピングに対するガイドライン

皆さんがご存知の通り「ドーピング」はスポーツの共通のルールとして禁止されています。「ドーピング」をしようとする悪意がなくとも、アスリートとしてきちんとした対応をしなかったためにアンチ・ドーピング規則違反になってしまうことがあります。

WADA が発行する世界アンチ・ドーピング規程(Code)では、「厳格責任」と「証明責任」というものがアスリートに求められています。

「厳格責任」...禁止物質が存在した場合は、アスリートの過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。つまり、口にするもの全て、自己責任であること。

「証明責任」...アンチ・ドーピング規則を守っていることを、アスリート自身が証明すること。アスリートがアンチ・ドーピング規則違反に問われた場合は、アスリートに対して厳しい措置が課される場合があります。

つきましては、以下のことをよく読んで熟知して下さい。

【TUE（治療使用特例）について】

適切な医療を受ける際に、病気や怪我の治療を目的として禁止物質や禁止方法を使用する場合には、決められた期間までに TUE を申請し承認されれば、特例としてその使用が認められるものです。

使用する薬が禁止物質/方法の場合は、必ず事前に TUE 申請を行い、TUE 申請が認められてから使用をしてください。TUE が認められなかった場合に、その禁止物質/方法の使用を続けることは規則違反となります。

同じアスリートでも、アスリート・カテゴリー（競技レベルや出場する競技大会などによって分類されるカテゴリー）によっては遡及的 TUE（さかのぼって申請を行う TUE）で対応可能な場合がありますが、多くの競技者が「RTP※/TP※」に登録されている日本代表選手では、TUE の必要がある医薬品に関して必ず事前に TUE 申請を行い、TUE 申請が認められてから使用をしてください。なお、国内で認められた TUE は、国際競技大会に出場する際には国際競技連盟で再審査を受ける必要があるため、必ず国際大会の要項等を確認してください。JADA の承認や、国際競技連盟より JADA が承認した TUE が認められなかった場合いずれにおいても、その禁止物質/方法の使用を続けることは規則違反となります。治療を受ける際には、医師や薬剤師に、自らがアスリートであり、ドーピング・コントロールの対象者であることを告げ、アンチ・ドーピング規則違反となることがないように十分な注意を払うことを求めてください。また、**禁止物質ではないと思って使用している医薬品**についても（例えば主治医の先生に大丈夫と言われた医薬品でも）、チームドクターやアンチ・ドーピング委員会、スポーツファーマシスト（薬剤師）、各都道府県の薬剤師会等への相談、またはインターネットで調べる（「Global DRO」の使用）など、**必ず多くの部門に相談・確認し、記録を保管する**ようにしてください。

【居場所情報について】

日本代表選手の多くは、1日60分の時間枠を ADAMS に提出し、事前に登録した60分の時間

帯に検査に応じる、居場所情報提出・更新の義務がある「RTP※/TP※」に該当します。

居場所情報関連義務違反 (RTP のみ)

1. 提出義務違反 (提出期日までに居場所情報を提出しなかった場合。提出された情報に不備があった場合。情報の更新を行わなかった場合。)
2. 検査未了 (60 分の時間枠 (**5 時~23 時**) に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合 (検査員と競技者が会えなかった場合)。**12 ヶ月の間に 3 回累積して**居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合、または検査未了があった場合は、**制裁期間 2 年の 規則違反**となります。

注意点：

- (1) 住所や建物名、そして部屋番号や練習場所など、正確で詳細な情報を入力して下さい。部屋番号の情報がなかったためや、検査員が入る (競技者に接触する) ことができない場所や時間帯を指定していたことにより、検査員が競技者に会えなかった場合も、検査未了になります。
- (2) 60 分の時間枠以外でも競技会外検査は行われます (こちらが本来の抜打ち検査)。60 分の時間枠に指定した時間帯と異なり、不在の場合、検査未了には該当しませんが、提出義務違反に問われる可能性があります。正確で詳細な居場所情報を提出すると共に、検査に対応する義務があります。
- (3) 1 回の「提出義務違反」「検査未了」であっても、検体採取の回避、拒否および/またはドーピング・コントロールへの不正干渉として、アンチ・ドーピング規則違反に該当する可能性があります。

【サプリメントに関する注意点】

- ・リスクがゼロのサプリメントはありません。国内外を含め、サプリメントは表示ラベルに記載された成分以外の物質が含まれていることがあります。特に海外のサプリメントはアンチ・ドーピング規則違反となる危険性が高いので絶対に使用しないでください。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫だったからと、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもあり得ます。
- ・サプリメントの摂取は、完全に自己責任となり、TUE (遡及的 TUE 含) の対象となる余地は全くありません。
- ・仮に、禁止物質の含まれたサプリメントを知人から預かって持っただけでも規則違反になる可能性があります。

※ RTP/TP は、ADAMS (インターネット上のアンチ・ドーピング管理運営システム) またはアプリ版である Athlete Central を通じ、居場所情報を期日までに提出する必要があります。ドーピング検査員が競技者にたどり着ける、正確で詳細な住所を登録する必要があります。また登録した時間帯と場所で必ずドーピング検査を受けられる用意をしておかなければなりません。